

長野中学校「部活動」活動方針

「行田市部活動ガイドライン」準拠

1 部活動指導の意義と心得

- ・学校の部活動は、興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツや文化の振興を大きく支えてきた。
- ・技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- ・部活動指導において体罰等は許されないものである。また生徒間での暴力行為やいじめ等の発生を防止し、生徒の健康管理と安全管理を徹底するよう留意する。

2 部活動用指導手引等の活用

- ・県教育委員会作成の指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して指導を行う。

3 休養日の設定

- ①学期中は、1週間のうち2日以上(月～金曜日(以下「平日」)に1日以上、土曜日及び日曜日(以下「週末」)に1日以上)を休養日に設定する。
 - ※週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることができる。
 - ・平日の休養日は各部活動で決める。
- ②定期テスト期間
 - ・中間テスト前の3日間、期末テスト前の5日間【土日を含む】とテスト最終日は部活動停止とする。
- ③長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、一定程度の休養期間を設ける。
 - ・学校閉庁日(8月12～16、12月29日～1月3日)は休養日とする。

4 活動時間の設定

- ①平日の活動時間は、2時間程度とする。
- ②学校の休業日は3時間程度とする。
- ③活動時間の範囲
 - ・練習試合、大会、コンクール等通常とは異なる活動を行う場合は、生徒の健康に十分配慮し、長時間とならないよう計画的に実施する。
- ④公式戦【中体連(学総・新人)】については、4週間前から週末両日の活動を可能とする。
 - ※ただし、4分の3日までとする。事前に保護者等に説明し、了解を得ること。
- ⑤定期テスト前の活動停止期間に土日が含まれる場合は、その前の週については両日活動をする事ができる。
- ⑥文化部活動においても、上記規定に準ずる。

5 大会・コンクール等への対応

- ・生徒および部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して参加する大会・コンクール等を精査する。

6 安全管理の徹底

①熱中症対応について

- ・水分補給や休憩、休息を取り、熱中症予防に十分配慮する。運動部活動については、気温35℃(暑さ指数31℃)以上の日の活動は、10:30までの活動とする。10:30前に31以上になったら活動を中止する。

②光化学スモッグについて

- ・光化学スモッグ注意報、警報が発令された場合、活動を速やかに中止し、屋内に入るよう指導する。

③暴風、竜巻、雷について

- ・気象条件に十分配慮しながら指導を行う。特に、暴風、竜巻、雷等自然発生的な天候が心配される時は、活動を速やかに中止し、安全に帰宅できるよう指導する。

④生徒の事故防止について

- ・生徒の事故防止のための必要な措置について生徒と保護者に理解を深めるようにする。特に運動部活動では、部活動実施前の準備運動と部活動実施後の整理運動を適切に行わせる。器具等の扱いについては、生徒に対し、使用前の安全確認を徹底させ、使用方法について十分に指導する。

⑤部活動実施における安全確認について

- ・部活動顧問は、部活動を行う場合には学校の敷地内にいることとする。部活動顧問が対応できない時は、代理の者にこれらを行わせる。

⑥AEDの管理について

- ・AEDを適切に管理し、緊急時には適切な対応と、消防機関へ迅速な連携を行う。

⑦健康管理について

- ・日頃から、生徒に対して、自らの健康管理に関する指導を適切に行う。また、生徒の健康状態については、普段から保護者との情報共有に努める。

⑧連絡体制の整備

- ・事故が発生した場合の連絡通報体制の確立と事故発生への対応について周知徹底を図る。

以上